

種別割各税率（税額）早見表

車両の種別	税率(年額)		
	旧税率	新税率	重課税率
原付50cc以下（第一種・白） 原付0.6kw以下		2,000円	
原付90cc以下（第二種乙・黄） 原付0.8kw以下		2,000円	
原付125cc以下（第二種甲・桃） 原付0.8kw以上		2,400円	
小型特殊農耕 電気小型特殊農耕		2,000円	
小型特殊 電気小型特殊		5,900円	
二輪小型自動車 電気二輪		6,000円	
ミニカー 電気ミニカー		3,700円	
二輪自家用（軽二輪）		3,600円	
三 輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用営業用 電気四輪乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪乗用自家用 電気四輪乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円
四輪貨物営業用 電気四輪貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円
四輪貨物自家用 電気四輪貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円

重課対象年度

重課適用開始年度	初年度検査年月
令和元年度	「平成18年3月」以前の車両
令和2年度	「平成19年3月」以前の車両
令和3年度	「平成20年3月」以前の車両
令和4年度	「平成21年3月」以前の車両
令和5年度	「平成22年3月」以前の車両
令和6年度	「平成23年3月」以前の車両

軽四輪、軽三輪の軽課税率（税額）

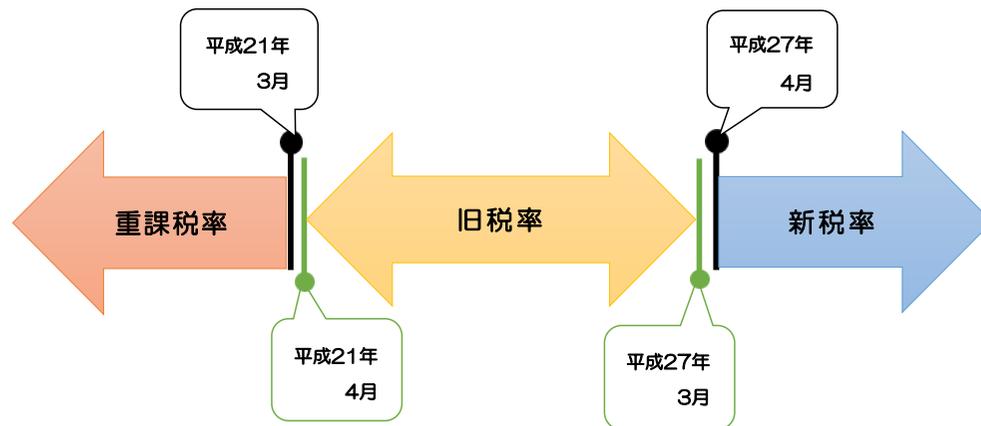
車両の種別	軽課税率		
	(ア) 新税率の75%軽減	(イ) 新税率の50%軽減	(ウ) 新税率の25%軽減
三 輪	1,000円	2,000円(※営業用のみ)	3,000円(※営業用のみ)
四輪乗用営業用 電気四輪乗用営業用	1,800円	3,500円	5,200円
四輪乗用自家用 電気四輪乗用自家用	2,700円	-	-
四輪貨物営業用 電気四輪貨物営業用	1,000円	-	-
四輪貨物自家用 電気四輪貨物自家用	1,300円	-	-

軽自動車税（種別割）について

軽自動車税（種別割）は車種ごとに一定額の課税がされていますが、平成28年度から新税率が適用され、軽四輪および軽三輪については、車種だけでなく最初の新規検査を受けた年月により税率が変わります。彦根市ナンバーについては、新税率に税額が変更されるのですが、滋賀ナンバーの車両については、次のとおり、旧税率、新税率、重課税率、軽課税率に分かれます。

三輪および四輪以上の軽自動車の税率

初年度検査年月（注釈）により、旧税率・新税率・重課税率のいずれかの税率になります。
 （注釈）初年度検査年月とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を、新たに使用しようとするときに受ける検査です。検査年月は、自動車検査証（車検証）の上段の「初年度検査年月」欄で確認できます。
 1. 旧税率…初年度検査年月が平成28年3月以前の車両で、重課税率の対象外車両
 2. 新税率…初年度検査年月が平成28年4月以降の車両
 3. 重課税率…賦課期日(4月1日)現在で、初年度検査年月より13年を経過した車両
 ※令和4年度（2022年度）は、初年度検査年月が平成21年3月以前の車両に重課税率が適用されます。



軽課（グリーン化特例）

グリーン化特例（軽課）とは、排出ガス性能および燃費性能に優れた環境負荷の小さい車両について、1年度分に限り軽自動車税（種別割）を軽減する特別措置です。
 令和3年度税制改正によって、軽四輪車等のグリーン化特例について、特例の対象車を見直したうえで、適用期限が2年間延長されました。
 これにより次の（ア）～（ウ）の基準を満たす車両について、自動車検査証に記載された「初年度検査年月」が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの対象車は令和4年度分に限り軽自動車税が軽減され、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの対象車は令和5年度分に限り軽自動車税が軽減されます。
 (ア) 電気自動車、天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス基準10%低減達成又は平成30年排ガス規制適合）
 (イ) 営業用：平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排ガス基準50%低減（★★★★：4つ星）のうち、令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準90%達成車
 (ウ) 営業用：平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排ガス基準50%低減（★★★★：4つ星）のうち、令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準70%達成車
 (イ)、(ウ)については、内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の軽自動車に限り（ハイブリッド車含む）。